

# 令和2年2月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和2年2月17日（月曜日）

NOSA I 長野会館 6階大会議室

午後2時00分 開会、開議

午後3時53分 閉議、閉会

出席議員（11名）

4番 井出高明

5番 藤巻 進

6番 関川芳男

7番 池田国昭

8番 中島義浩

9番 野沢明夫

10番 丸山寿子

12番 渡邊 光

13番 下平豊久

14番 栩本 力

15番 渡辺正男

欠席議員（5名）

1番 牧野光朗

2番 柳田清二

3番 花岡利夫

11番 横山好範

16番 福原和人

説明のために出席した者

広域連合長 加藤久雄

副広域連合長 羽田健一郎

副広域連合長 平林明人

事務局長 吉岡広幸

会計管理者 宮崎忠久

業務課長 金田光弘

総務係長 銭坂丈夫

担当係長（システム） 小泉 誠

財務係長 増田和久

資格保険料係長 丸山勝弘

担当係長（保険料） 飯森拓也

給付係長 高木修司

担当係長（保健事業） 吉川佳代子  
職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 清水広一

議会事務局書記 唐澤卓也

議会事務局書記 野崎 雄

議事日程

- 会期の決定
- 会議録署名議員の指名
- 諸般の報告
- 一般質問
- 議案第1号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例  
理事者説明  
質疑、討論、採決
- 議案第2号 令和2年長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算  
理事者説明  
質疑、討論、採決
- 議案第3号 令和2年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算  
理事者説明  
質疑、討論、採決
- 議案第4号 長野県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の改定について  
理事者説明  
質疑、討論、採決

会議に付した事件

議事日程記載事件のとおり

---

午後 2時00分 開会

**議長（下平豊久君）** 定刻になりましたので、会議を開きます。

ただ今のところ、出席議員数は11名でございます。

会議の定足数に達しておりますので、これより令和2年2月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

---

### ◎ 会期の決定

**議長（下平豊久君）** それでは、これより本日の会議を開きます。

初めに、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下平豊久君）** 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

---

#### ◎ 会議録署名議員の指名

**議長（下平豊久君）** 次に、会議録署名議員を指名申し上げます。

5番藤巻進議員、14番棚本力議員の2名を指名いたします。

---

#### ◎ 諸般の報告

##### ○ 現金出納検査結果及び定期監査結果

**議長（下平豊久君）** この際、諸般の報告をいたします。

本日、議場配付いたしましたとおり、監査委員において、令和元年10月から12月までの各月の現金出納検査及び令和元年度定期監査が実施され、その結果について議長宛に報告がありましたので、写しを配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎ 広域連合長あいさつ

**議長（下平豊久君）** ここで定例会招集に当たり、加藤広域連合長から挨拶があります。

加藤広域連合長。

**広域連合長（加藤久雄君）** 皆さん、こんにちは。連合長の加藤でございます。本日、2月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には大変御多忙の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

初めに、県内各地に甚大な被害をもたらした台風第19号災害の被災地におきましては、国や関係機関を始め、住民あるいは全国からのボランティアの皆様のお支援、御協力をいただきながら、復旧、復興に向けて歩みを進めているところでございます。

昨年11月、私は市長会長といたしまして、阿部長野県知事、羽田町村会長ほか、関係団体の皆様と共同で「ONE NAGANO～みんなでひとつに がんばろう信州」のメッセージを公表し、県内外に向けまして復興への参加と協力を呼びかけてまいりました。多くの皆様の思いを一つにして、被災された方々の気持ちに寄り添いながら、復興に向けた取組を進めてまいり所存であります。

当広域連合といたしましては、被災された皆様が不自由なく安心して医療が受けられるよう、医療機関窓口でその旨を申告することで被保険者証の提示がなくても受診ができ、一部負担金が免除となる取扱いを3月末まで延長することといたしたところでございます。

また、保険料の減免も引き続き受付を行っておりますので、今後とも市町村と連携してこれら制度の広報・周知に一層努めてまいりたいと思います。

次に、本定例会で条例改正をお願いしております保険料率の改定につきまして申し上げます。第7期財政運営期間となります令和2年度・3年度の保険料率の算定につきましては、昨年9月から、今後の一人当たり医療費の動向、被保険者数の推移、被保険者の所得の状況等の詳細な分析を行うとともに、制度改正の影響等を踏まえた試算を行い、その内

容を国へ報告いたしました。

本県の一人当たり医療費は、全国との比較で額においては低い水準を保っておりますけれども、入院医療費の増加などから伸び率は全国を上回る水準で推移しているところがございます。

また、被保険者数につきましては、令和2年度には終戦を迎えた昭和20年生まれの方が75歳に達するため、前年比で微増となりますが、令和3年度は通常の伸びを見込んでおるところでございます。

これに加えまして、今回の改定では後期高齢者負担率が引上げとなること、平成30年度税制改正の影響により、令和3年度の一人当たり所得額が若干減少することに伴い、所得割率を上げる必要があることなど、保険料が増加となる要因が重なっております。

一方で、保険料均等割軽減特例の見直しや消費税率の引上げもありましたので、被保険者の生活への影響を十分に考慮いたしまして、とりわけ所得の低い方の負担増を最小限にとどめるため、前回は上回る決算剰余金等の活用及び県が管理する財政安定化基金交付金の投入により、できる限り保険料率の増加抑制に努めたところがございます。

その結果、令和2年度・3年度の保険料率といたしまして、均等割額を据置きの4万907円、所得割率を前回から0.13ポイント増の8.43%とするものであります。なお、一人当たり保険料額は年額で6万4,075円と見込み、前期実績と比較した場合、4,572円、月額では381円の増となるものと見込んでおるところでございます。

次に、第三次広域計画の改定につきまして申し上げます。今回の改定につきましては、昨年5月に公布されました健康保険法等の一部改正法に基づきまして、来年度から本格実施となります「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の取組を市町村とともに推進するため、高齢者保健事業に係る市町村との連携に関する事項を定めるものでございます。

主な内容といたしまして、フレイルなど的高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施できるよう、広域連合から市町村に高齢者保健事業の一部の実施を委託すること、その際の広域連合と市町村の役割分担等について取り決めております。

なお、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」につきましては、昨年来、データヘルス意見交換会などの機会を通じまして、各市町村と事業実施に向けた情報共有や課題検討を進めておりました結果、初年度にかかわらず多くの市町村から実施希望がございましたので、本定例会提出の新年度予算に所要額を計上しております。

本日、提出いたしました案件は、「長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」ほか3件であります。詳細につきましては、別途御説明申し上げますので、何とぞ慎重に御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりまして、御挨拶といたします。

---

### ◎ 一般質問

**議長（下平豊久君）** 日程に従い、一般質問に入ります。

通告がありましたので、順次質問を許します。

15番渡辺正男議員。

**15番（渡辺正男君）** それでは、通告書に基づいて一般質問を行わせていただきたいと思います。

まず最初に、「全世代型社会保障改革」の動きなんですけれども、社会保障検討会議ということで、様々な中間報告等の中で、社会保障についていろいろな提言がされてきているわけなんですけれども、この中でですね、（１）番なんですけれども、医療費の窓口負担２割への動き、これについて前回は質問申し上げておりますけれども、それ以降の動きについて、御答弁いただければと思います。

**議長（下平豊久君）** 加藤広域連合長。

**広域連合長（加藤久雄君）** 渡辺議員の質問の医療費の窓口２割負担の動きに関し、私から11月定例会以降の動きにつきましてお答えしたいと思います。

昨年12月、政府の全世代型社会保障検討会議は、社会保障の給付と負担の在り方などを盛り込んだ中間報告をまとめ、公表いたしました。後期高齢者の自己負担割合の在り方につきまして、「一定所得以上の方につきましては、その医療費の窓口負担割合を２割とする。」とし、「その際、高齢者の疾病、生活状況等の実態を踏まえて、具体的な所得基準とともに、長期にわたり頻繁に受診が必要な患者の高齢者の生活等に与える影響を見極め、適切な配慮について検討を行う」という報告があります。

当広域連合といたしましては、さきの11月定例会でもお答えいたしましたように、「制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保」を図るという観点から、要望を行ってまいりましたところですが、今後の国の動向を十分に注視しつつ、引き続き国に対し現状維持を基本といたしまして、検討を慎重に進めることを要望してまいる所存でございます。以上でございます。

**議長（下平豊久君）** 渡辺議員。

**15番（渡辺正男君）** この全世代型社会保障検討会議でございますけれども、このメンバーを見ますとですね、議長は安倍総理大臣、麻生大臣、それから菅官房長官、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済同友会の代表幹事でありますとか、日本経団連会長、経団連の評議会議長という方々が有識者ということでメンバーに挙がっておりますけれども、残念なことにですね、労働界でありますとか医師会でありますとか患者の会でありますとか、そういった皆さんがこのメンバーに選ばれていないんですよ。財界色の強い、そういった会になっているのかなと思います。

中間報告の中で、こんなこともっておりますけれども、現役世代への給付が下がる。給付は高齢者中心。負担は現役世代中心という、これまでの社会保障の構造を見直しという、高齢者と若い世代の対立をおおるような負担、言い方を変えれば、高齢者バッシング的な表現になっています。

そういう中で、提言の内容を先ほど触れていただきましたけれども、一定所得以上という新しい判断、基準というのを出してきて、その人たちに２割負担というような考えになっています。この一定所得以上という考え方なんですけれども、これはどういう考えでしょうか。

**議長（下平豊久君）** 金田業務課長。

**業務課長（金田光弘君）** 渡辺議員からの御質問にお答えいたします。一定所得以上ということで、確かに全世代型社会保障検討会議ではそのような言葉が出てきているんですけれども、実際ですね、一定所得以上というのは幾らを指すのか、その辺に關しての制度設計に關しましては、厚生労働省の社会保障審議会のほうで検討が進められているところでござ

ざいまして、まだ具体的な数値等は上がってきておりませんので、今の段階ではお答えできないというところでございます。以上です。

**議長（下平豊久君）** 渡辺議員。

**15番（渡辺正男君）** 具体的に一定所得以上というのは、数字は出されておられませんけれども、今年、介護保険のほうには特別養護老人ホームの入所者の補足給付を見直す形になりますけれども、その中で年間所得が120万、そこに線を引いて、そこから上の人たちを一定所得以上という言い方をしているんですね。

この後期高齢者の中では、大まかに言えば現役世代並み、それからその他という分け方ですが、その他の中に一定所得以上という新しい境目を設けようとしている。そしてそこに負担増を求めようというようなことですが、そのような検討会議の動きに対して、どんなふうにお考えですか。

**議長（下平豊久君）** 金田業務課長。

**業務課長（金田光弘君）** 渡辺議員からの御質問に私のほうからお答えいたします。新しい基準を設けるという話なんですけれども、今現在ですね、後期高齢者医療制度において、被保険者の約95%が1割の負担の方、5%が3割負担という方なので、まずどういうふうな基準が設けられるかによって、影響等が出てくると思われまので、その辺について私たちとしては国の動向を注視してまいりたいと思っております。以上でございます。

**議長（下平豊久君）** 渡辺議員。

**15番（渡辺正男君）** 安倍政権になってから8年間にですね、私たちの広域の被保険者の皆さん、年金所得者でありますけれども、物価変動率というのと、この年金は5.8%物価が上がって、マクロスライドでいろんな年金改定案があって、それがマイナス0.6%ということで、実質は年金の目減りというのは6.4%減という状態になっています。消費税も昨年10月から引上げということで、高齢者の皆さんに負担が押し寄せてきている状態だというふうに思います。

これ以上負担を増やすようなことはするべきではないという私は考え方ですが、これは肝心の病院にかかることの受診抑制、これにつながるようなことは決してあってはいけないと思っておりますけれども考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

**議長（下平豊久君）** 金田業務課長。

**業務課長（金田光弘君）** 渡辺議員からの御質問にお答えいたします。受診控えとかですね、そういったことが起きないように、私たちといたしましては、これまでも国に対して全国協議会を通じて現状維持を求めるということをやってまいりまして、今後におきましても、先ほど連合長答弁にもありましたとおり、引き続きですね、現状維持を基本として国に要望してまいると。国の動向を注視していきたいというふうに考えております。

先ほども申し上げましたが、高齢者の医療を受ける機会の確保といった制度の根幹にかかわる問題でございますので、そこはこちらも十分に注視してまいりたいと思っております。以上でございます。

**議長（下平豊久君）** 渡辺議員。

**15番（渡辺正男君）** それでは、（2）番の外来受診時定額負担の拡大、それから公立・公的病院再編統合の動き、これが高齢者に与える影響は、ということで書かせていただきましたが、新聞記事を見ますと、政府は医療費を抑えるために検討していた外来受診時の定



額（ワンコイン）負担の導入を見送る調整に入った。与党や医療現場で受診抑制につながるといった反発が根強かったため、代わりに紹介状なしで大病院を受診した患者に追加料金を求める制度を強化する方向だと書かれています。

また医師会のほうも、受診が遅れて重症化する可能性があるから容認できないという面が報告されて、この定額負担の考えというのは、今そんな状況となっているわけですが、紹介状なしで大病院の追加料金、これについてはどうお考えですか。

**議長（下平豊久君）** 金田業務課長。

**業務課長（金田光弘君）** 渡辺議員御質問の外来受診時の定額負担について、私からお答えいたします。

受診時の定額負担導入につきましては、昨年12月に開かれた政府の全世代型社会保障検討会議において、紹介状がない患者が大病院を外来受診した場合の定額負担の仕組みを大幅に拡充するとの中間報告をまとめています。その中で、対象病院を現行の400床以上の特定機能病院、地域支援病院から、200床以上の一般病院に拡大するとの方針を示しています。

当広域連合といたしましてはですね、後期高齢者医療制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から、医療機関への受診控えにつながることはないよう、今後の方向を十分注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

**議長（下平豊久君）** 渡辺議員。

**15番（渡辺正男君）** 病院の統廃合、再編についてなんですけど、前回は質問させていただきましたが、地域医療構想というのが出ているわけですが、これに基づいて、先ほど紹介した検討会議の皆さんと重複するメンバーが大変多くいらっしゃる経済財政諮問会議というところが、この公表を後押ししたといいますか、2025年までの目標の病床数にとってもいかないと。そういうことでけしかけて、あおって、病院の個別の名前から、全体424病院を公表したという流れになっております。

この中で、財政諮問会議では、1年こっきりと言っていた病床のダウンサイジング支援というような、八十何億円からですが、これも追加的にやっても病床数を減らせというような提言を行っております。この経済財政諮問会議の病院等の統廃合再編、地域医療構想に基づいたこの提言について、どうお考えになるのかお伺いしたいと思います。

**議長（下平豊久君）** 金田業務課長。

**業務課長（金田光弘君）** 渡辺議員からの御質問にお答えいたします。公立・公的病院の再編統合につきましては、昨年9月に厚生労働省の地域医療構想に関するワーキンググループにおいて、がんなどの高度な医療の診療実績が少ない病院や、近隣に機能を代替できる民間病院がある全国424の病院を、「再編統合について議論が必要」として公表いたしました。

このことについては、全国知事会、全国市長会、全国町村会と総務省・厚生労働省が「地域医療の確保に関する国と地方の協議の場」を順次開催いたしまして、同年12月24日、厚生労働省から令和2年9月と定めた再編統合の議論の期限を弾力的に運用する等の方針が示されたとお聞きしています。

先ほどの紹介状なしでの大病院受診の件と重なるんですが、私たちといたしましては、こういった公立病院、公的病院の再編統合によりですね、高齢者が医療機関へ受診する際

の受診控えにつながらないように、しっかりと国の動向を見ていきたいと考えております。以上でございます。

**議長（下平豊久君）** 渡辺議員。

**15番（渡辺正男君）** それでは、届出に沿って、2番、前回は質問申し上げましたが、台風19号の被災者への保険料減免、それから窓口負担免除の取り組みですが、先ほど全員協議会でも御説明ありましたが、対象者数、影響、それから期間延長についての考え方、独自の5割を8割としている広域連合の独自減免の財源について御説明いただきたいのと、対象期間の延長については全協で紹介したとおり、岩手県では東日本大震災を受けて10年がたちましたけれども、更に延長するというような例もあります。

先ほど延長についても説明がありましたけれども、最大が10月という話でしたが、それ以降についての考え方も教えていただければありがたいと思います。

**議長（下平豊久君）** 金田業務課長。

**業務課長（金田光弘君）** それでは、渡辺議員御質問の台風19号災害被災者の保険料・窓口負担の減免についての御質問に私からお答えいたします。

まず、台風19号災害の被災者に係る保険料減免及び窓口負担免除についての実施状況でございますが、これまで住宅に関する被害で減免申請があり、2月5日現在、全壊で490人、1,486万1,400円、半壊及び大規模半壊で947人、2,581万8,800円、床上浸水20人、60万8,200円の減免を行っております。

医療機関窓口での一部負担金等の免除につきましては、把握しております昨年12月の医療費請求分までで申し上げますと、免除件数は1万12件、免除額は4,445万9,752円となっております。

なお、保険料の減免、一部負担金等の免除につきましては、今のところ住宅に関する被害によるものが対象となっておりますが、主たる生計維持者の死亡、行方不明や農業等の事業の廃止、事業収入の減少などについても、内容・程度に応じ減免等の割合が定められておりますので、引き続き周知を図り、今後それらを理由とする保険料の減免申請や一部負担金の免除の申出があれば、適切に対応してまいります。

それから続きまして、対象期間の延長につきましてお答えいたします。一部負担金等の免除につきましては、当初1月31日までとじていましたが、取扱要綱を改正の上、3月31日まで延長し、市町村、医療機関を通じて被災された被保険者の皆様への周知に努めています。また、保険料の減免につきましては、3月31日までの間に納期限が設定されている普通徴収の保険料等を対象としています。

その後の対応につきましては、農地等の被災地の復旧・復興状況、国の財政支援の動向等を勘案して判断いたしますが、私どもとしては延長の方向で検討しております。

続きまして、台風19号災害での広域連合独自の保険料の減免の財源につきましてお答えいたします。保険料の減免につきましては、国の財政上の基準のうち、家屋の損害について、半壊・大規模半壊の場合の減免割合を5割としているのに対しまして、当広域連合の通常の減免基準に倣って、8割としています。減免対象となる期間、対象者の状況等から、当面は当初予算での対応が可能と考えております。以上でございます。

**議長（下平豊久君）** 渡辺議員。

**15番（渡辺正男君）** 免除と減免の対象ですけれども、それぞれ家屋以外の部分についても



特例がありますけれども、先日テレビを見ておりましたら、住宅は大丈夫だったけれども、リンゴ畑がもう8割以上やられちゃったということが、それは被災者じゃないのかという、そういう悲痛な訴えがありました。

また、例えば住宅じゃなくて、農作業小屋でありますとか、牛舎とか豚舎とか、そういった農業関係の生産手段、また町工場みたいな、住宅じゃなくて生産手段として持っている、そこが被害に遭った場合、それをどう対応するかというのを、もし対応できるんだとすれば、それをどう周知を図るのか。その部分についてしっかりとやってもらいたいというふうに思っておりますので、それについてお答えいただきたいと思えます。

**議長（下平豊久君）** 金田業務課長。

**業務課長（金田光弘君）** 渡辺議員からの御質問にお答えいたします。議員御指摘のとおりですね、住宅の被害というのは、まだまだ続いてはいますけれども、保険料の減免あるいは一部負担金の免除として、これからはですね、事業収入の減少による減免の申請といったものが当然上がってくると私たちも思っております、今そういった減免が上がってきた場合に、例えば本人の申請に当たってはどこまでを必要な書類として求めるのかといった、そういったところを、今内部でですね、ちょっと検討し始めているところでございます。

まだ実際に件数としては上がってきてはいないんですけれども、恐らくこれから上がってくると思っておりますので、それについてもどこまで求めるのか、ちょっと今検討中でございます。

あと実際にどういうものが申請の際に必要なかということに関しましても、十分に被災者の皆さんに伝わるように広報を考えていきたいと思っております。以上でございます。

**議長（下平豊久君）** 渡辺議員。

**15番（渡辺正男君）** そういった対応について、県民の皆さん、また被保険者の皆さんにも周知が行き届くように、またよろしくお願ひしたいというふうに思えます。

それから、3番の高齢者保健事業、新たに新年度予算でも予算計上されておりますけれども、先ほど説明あったとおりですね、市町村との連携の中でも実施希望のあった19市町村はどこがあるんでしょうか。それとですね、KDBというのは国保データベースシステムというものなんですが、これというのは具体的にどんな取組で、どんなことをやる、データベースというのとはどんなことをやっているのか。それについて具体的なイメージが分からないので、説明いただければと思えます。

**議長（下平豊久君）** 宮崎会計管理者。

**会計管理者兼出納室長（宮崎忠久君）** 会計管理者の宮崎でございます。渡辺議員の御質問に順次お答えしたいと思います。

まず一体化実施の市町村は、19市町村でございます。今、手を挙げたところが19市町村でございます、市町村のほうでまだ議決していないという状況ですので、19市町村ということで述べさせていただきたいと思えます。具体的には、大きい市よりは、やはり自由に動けるような町のレベルが多いというようなイメージでございます。

続きまして、KDBシステムでございます。これにつきましては国保連合会でやっているものでございます。KDBシステムというのは、私どものレセプト、あと健康診断等といった情報が入っております。いわゆる宝の宝庫でございます。これをいかに活用するか

というのが非常に重要な形になります。ですから来年度の一体化の実施におきまして、このKDBを使ってですね、いかに分析するかというのが大きな重要点だと考えております。以上でございます。

**議長（下平豊久君）** 渡辺議員。

**15番（渡辺正男君）** 19市町村、確かにまだこれから予算、場合によっては条例等の改正が必要かもしれませんので、フライングができないというのはわかりました。

それですね、保険者インセンティブということで、財源も特定財源として活用する方向で予算が組まれていると思いますけれども、これは見ればですね、インセンティブというのは加点制度ですよ、今はね。御褒美をあげるというのは、アメとムチでいえば、アメのほうだと思うんですけども、これはどんなふうに交付されて、どんなふうにしる市町村や広域のほうに配分されるものなんでしょうか。

**議長（下平豊久君）** 宮崎会計管理者。

**会計管理者兼出納室長（宮崎忠久君）** 御質問のインセンティブ交付金について御回答させていただきますと思います。インセンティブ交付金でございますが、努力したところに交付するという制度でございます。長野県でございますけれども、私ども努力しており、平成29年度が1億3,600万円で6位。平成30年度は、2億6,100万円で8位でございます。

これを、市町村に分配するという方法もありますが、市町村の皆さんにお聞きすると、少しのお金をもらうよりは広域連合でまとめて大きな事業をやっていただきたいということでございます。

そういうわけで、年々人間ドックの補助がだんだん少なくなっておりますが、こういった費用に充てております。来年度につきましては歯科口腔健診が拡大いたします。こういったところにも充てていきたいと考えております。以上でございます。

**議長（下平豊久君）** 質問時間が残り5分少々です。渡辺議員。

**15番（渡辺正男君）** じゃあ手短に。このインセンティブというのは、今年国保がですね、今までアメだけだったんですが、いよいよムチも加えてきて、一般会計繰り入れというのが、法定外がだめだよという、そういう減点が入るようになってきました。

これも将来、そんなことが予想されるわけですが、今、全国後期高齢者医療広域連合協議会ですね、先ほど要望書を上げたりしていた団体ですが、これは今どのぐらいの頻度で開催をされて、そういったことに対して意見を上げるとかいう、そういう話は出ているのでしょうか。

**議長（下平豊久君）** 吉岡事務局長。

**事務局長（吉岡広幸君）** 事務局長の吉岡でございます。お答えします。全国協議会の総会自体は毎年6月に1回開催されておりますけれども、要望等につきましては、その際と、更にですね、予算要望等もございますものですから、その関係で、11月頃にも要望等を行っております。更に9月にブロック単位での会議等もございまして、そういった中でもまた必要に応じて要望等を行っております。

先ほどインセンティブ交付金についてお話がございましたけれども、全国規模で約100億円でございますけれども、だいたい長野県内の各市町村におきましてですね、非常に好成績で保健事業を行っておりますものですから、現在も非常に上位のところで交付を受けているということもありますので、できるだけ市町村に還元できるように、これからも検討

していきたいというように思っております。よろしくお願いいたします。

**議長（下平豊久君）** 渡辺議員の質問時間が終了いたしましたので、渡辺議員の質問を終了いたします。

次に、7番池田国昭議員。

**7番（池田国昭君）** 7番池田国昭です。それでは通告に従って、一つ目は今も話題になりましたけれども、「全世代型社会保障改革」の狙いとそれへの対応についてと題して、以下質問いたします。

今回の全世代型社会保障検討会議は、先ほど渡辺議員からの紹介があったとおりです。消費税増税の言い訳的に幼保の無償化、高等教育の無償化を言われまして、10月に消費税が上げられると同時にですね、今度はもう遠慮なく国民負担増と給付の削減の改悪のメニューが次々と打ち出されているというのが現状です。

一言で言えば、全世代型というのは全世代で支えるという言葉ですが、その実際の中身は全世代負担型社会保障制度と、これが私は本質だと。まさに高齢者と若者、そして低所得者いじめの制度がいよいよ本格化しようというふうに思います。

先ほどこれに対して、例えばワンコインはやらない方向というふうになってはいますが、日本医師会の会長さんがコメントをするなどの運動の中で、そういう見直しをやっているというふうになりましたけれども、やはり全体の流れはですね、今申し上げたような流れを何とか進めていこうということに変わりはないなというふうに思います。

ちょっと私が御紹介をしたいのは、先ほども出ていました財界の代表の方で、こういうふうに財界のトップの経済同友会の代表幹事の櫻田さんという方が、こういうふうに述べています。「75歳以上の自己負担割合の引上げは、所得基準の設定こそが改革の成否の要なんだ」と。「現行とほとんど変わらないといったようなことがないように」、とくぎを刺して、この会議の中で発言をしています。

こうしたいわば財界主導の今度の検討について、当広域連合の連合長さんは、社会保障の在り方と企業の社会保障の負担との関係、世界的に見れば日本の企業が社会保障で負担している割合は少ないほうなんです。この企業の責任との関係で、今回のこの動きをどのように捉えているか、まずお聞きしたいと思います。

前回は御紹介をしました長野県民医連が毎年毎年、全国の民医連と一緒に調査をしておりますが、前回、高齢者の中でお二人が受診抑制というか、結局病院に行って重篤になって命を失った方がいたという御紹介をしました。一番新しい資料を調べましたが、県内の中では、そういう経済理由とか受診中断で命を失った人は、今年度はいなかったみたいですけれども、いずれにしてもですね、そういう状況に変わりはないなと。

ちょっと御紹介をしたいのは、埼玉県の上尾市に住む女性の方、78歳の方のことを御紹介したいと思います。この方は4年前に夫を亡くしたと。ですから後期高齢者になる直前でおひとり住まいになって、今、月約17万円の年金で暮らしていると。ですから年間でいうと約200万ぐらいですね。さっきの話でいえば、該当するところにいらっしゃるんですけども、高血圧で内科で月1回通院をし約2,000円、皮膚科に月1回通院、約2,000円。こうした窓口負担がかかっていると。10年前から脊椎と骨盤のずれによる痛みのために週1回、鍼灸院に通っていると。これは保険外対応ですので、丸々自己負担です。5,000円ぐらい。つましく暮らしたいと思って洋服や生活用品などはできるだけ買わないようにし

ているけれども、今の思いはですね、年をとるにつれ足腰や体力が弱まってきたと感じると。これから病気やけがが増えていくと考えると、本当に不安だというふうにおっしゃっています。

この方の声は、私は長野県内の後期高齢者の方々に大きく共通する内容かなというふうに思っております。ぜひですね、これ以上のこの動きによる負担増は、まさに高齢者に不安をますます募らせ、そして長生きは、いわば悪と言われるような事態にもなりかねないような実態ですけれども、この動きについて、企業との関係も含めてどのように捉えていらっしゃるか連合長にお聞きしたいと思います。

二つ目に、この間も先ほども協議がございましたが、当広域連合として、この動きに対してどういう動きをとっているのかということをお聞きしたいと思います。

以上、1項目めの1回目といたします。

**議長（下平豊久君）** 金田業務課長。

**業務課長（金田光弘君）** 池田議員の御質問に私のほうからお答えさせていただきます。連合長からというお話でしたけれども、概要を渡辺議員からの答弁として連合長がお答えしてございますし、政治姿勢に関することについては、広域連合長として答えられない内容となりますので、事務局からの答弁とさせていただきますことを御了承願いたいと思います。

まず全世代型社会保障改革の狙いと県内高齢者の実態につきましてですが、全世代型社会保障検討会議の中間報告では、基本的な考え方の中で、「現役世代の負担上昇を抑えながら、令和の未来をしっかりと見据えた、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築する必要がある」とした上で、後期高齢者の自己負担の在り方につきましては、令和4年にかけて「団塊の世代が75歳以上の高齢者となり、現役世代の負担が大きく上昇することが想定される中で、現役世代の負担上昇を抑えながら全ての世代が安心できる社会保障制度を構築する」として、医療においても負担能力に応じたものへと改革する考えを示しております。

しかしながら、渡辺議員からの質問に連合長がお答えしたとおり、2割負担の具体的な所得基準や長期にわたり頻繁に受診が必要な患者の高齢者の生活等に与える影響を見極めた適切な配慮の仕組みについては、今後の検討課題とされています。

したがって、現在までの関係審議会における検討状況においては、県内高齢者の実態、影響等については、お答えすることはできません。

また、当広域連合としての対応ということでございますけれども、この点につきましても先ほどの渡辺議員からの質問にお答えしたところでございますが、報告内容の具体化に向けては、関係審議会等で審議されることとなるものと思われましても、2割負担の所得基準などの制度設計は厚生労働省において検討されることとなりますので、国の動向を十分注視しつつ、引き続き国に対しまして現状維持を基本とし検討を慎重に進めるように、全国協議会を通じて強く要望してまいり所存でございます。以上でございます。

**議長（下平豊久君）** 池田議員。

**7番（池田国昭君）** 1番目のテーマ、では本当に全ての世代が自分の体のことを安心して医療を受けられるのが基本ですので、今の実態との関係で、何としても広域連合としては守っていくということが大事なかなというように思います。

それとの関係で、さっき2番目に、当広域連合、じゃあどうするんだということをお聞き



たときに、紹介がありました。平成30年ですから去年の6月6日、後期高齢者医療制度に関する要望書というのが確かに出されております。この要望書に何て書いてあるかということのを改めて私が見て感じた点を申し上げます。

後期高齢者の窓口負担の在り方について、「関係審議会等において平成30年度を目途に検討されているところではあるが、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から、現状維持に努めること」というふうに要望しているんですが、その後にはですね、こうやって書いてあるんです。「しかしながら、やむを得ず窓口負担の変更を実施する場合は、被保険者に対し十分な周知期間を設け、国による丁寧な説明を行うこと」と、この2行が加わっているわけです。連合長も御存じかと思います。

もうこの言葉を聞けばですね、要はまさに及び腰の、残念ながら、この要望書は現状維持を求めながらも、努めることとして求めながらも、実際には仕方ないよと言っているんですよ。

これは、この議会の中で初めて御紹介するんですけれども、この及び腰の姿勢で長野県内の高齢者の方々に意見書を、要望書を出しているんだと言って、これで通るんですかということをお聞きしたいんですが、これでいかがでしょうか。

連合長には直接通告はまだ出していませんでしたが、ただ中身はそういう中身なんですよ。これではだめだと思うんですよ。改めてまた求めるのであれば、どういうふうにごういう姿勢で求めるのかということが求められると思いますが、いかがですか。

**議長（下平豊久君）** 金田業務課長。

**業務課長（金田光弘君）** 池田議員の御質問に私からお答えさせていただきます。最後の2行が及び腰ではないかというようなお話でしたけれども、私どもといたしましては、要望書を前段の部分でですね、私たちの現状維持の医療をするということが伝わっていると思いますし、後段の部分の2行につきましては、どうしても私たちとしては決定権がないものですから、国のほうでそのようにやむを得ず判断した場合には、十分な周知を図っていくことを、その文言を加えさせていただいたところになります。以上でございます。

**議長（下平豊久君）** 池田議員。

**7番（池田国昭君）** 先ほど来、国の動向を注視していくということですが、この注視の姿勢ではですね、恐らく大変な結果を生むんじゃないかと私は思っているんで、今御紹介をいたしました。ぜひ連合長におかれましては、改めて先ほど毎年毎年この会議が開かれるということですので、全国後期高齢者医療広域連合協議会でですね、及び腰はやめることを強く求めたいと思いますので、1点目については質問を終わりたいと思います。

次に、二つ目の問題として、前回の質問にも関連します、いわゆる滞納者、実際には納めたくても納められない被保険者の方への対応（滞納処分の実態調査と、その後の対応について）、それから、当広域連合として県内77市町村あるわけですがけれども、その指導の内容と、その結果についてはどうだったのか。前回、アンバランスがあるということも含めてですね、長野県内にだんだんと市町村の数でいって滞納処分の件数が増えてきているということをお申し上げしましたが、令和元年度、今年度の状況はどうなっているのかというか、平成30年度、私のほうから紹介をしましたが、改めて平成30年度も含めながら、今年度はどういう状況になるのか、滞納処分を行っている自治体の数もどうなっているのか



るのかということについてお聞きしたいと思います。

また、前回御紹介をした、ちょっと桁違いに滞納処分が多い自治体との関係で、その後どのように実態調査を行ったかということをお聞きしたいと思います。

**議長（下平豊久君）** 金田業務課長。

**業務課長（金田光弘君）** 池田議員からの御質問に私からお答えいたします。滞納処分の実態と、その後の対応ということですが、滞納状況調査につきましては、先の11月定例会でお答えした平成30年度の調査が直近の状況でございます。念のためですね、もう一度数値のほうを述べさせていただきますけれども、市町村数をちょっと申し上げますと、平成28年度は9市町村、平成29年度は10市町村、それから平成30年度は14市町村、滞納処分、差押えが行われたということは前回申し上げたとおりでございます。

令和元年度につきましては、年度の終了を待ってですね、新年度に集計を行うこととなりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

したがって、その後の対応ということでございますが、市町村に対しましては、引き続き滞納者の生活実態を踏まえた上で、法令に基づき公平・公正な滞納整理が行われるよう支援してまいり所存でございます。

続きまして、市町村に対する指導内容と、その結果ということでございますが、保険料の徴収に係る事務につきましては、池田議員も御承知のとおり、法令に基づきまして市町村の自治事務として位置づけられておりまして、当広域連合に市町村に対する指導権限は与えられていないところでございます。しかしながら、保険財政上の大切な財源の一つであり、負担の公平・公正を図る観点から、11月定例会でもお答えしましたとおり、保険料の確実な収納を図るため保険料収納対策実施計画を策定し、また当広域連合独自に保険料徴収事務研修会にも取り組んでいるところでございます。

市町村担当者の知識習得と適正かつ効率的な徴収事務執行能力の養成に当たりましては、納期どおりに納付することが難しい方には分割納付等をお勧めする、あるいは納付できる資力がありながら納付意思のない方につきましては、法令に基づいて滞納処分を行うなど個々の実情を見極めた上で適切な滞納整理が行われるよう、引き続き市町村に対して支援してまいりたいと存じます。以上でございます。

**議長（下平豊久君）** 池田議員。

**7番（池田国昭君）** 実態は前回も紹介をして、令和元年度はまだわからないということなんですが、私がどうしてもお聞きしたかったのは、さあ平成30年度は14に増えてきたと。77分の14。その後それがどうなっているかということをお聞きしたつもりでした。特にアンバランス、桁違いという言葉、用語的には桁違いという言葉と、桁々違いという言葉もあるんじゃないかと思うぐらいに多いところがあるんだということについては、実際どういうことなんだということについて調査がされたのかということをお聞きしたかったです。

さっき御紹介があったように、確かに実際の権限は市町村が持っておりますが、さっき御紹介があった当広域連合が市町村後期高齢者医療担当課長様宛に、業務課長さんが出している文書の中に、滞納処分についてはこういうふう書いてあるんです。先ほどとちょっとニュアンスの違いがあるように私を感じるのですね、他部門の滞納整理担当とも連携しながら、差押えの必要性を早期に見極め滞納処分を実施すると。ちょっと先ほど

の答弁とニュアンスが違うなど。

要は、しっかりやれとは書いてありませんが、早期に見極めてやれということです、これは。こういう文書で実際の研修会というかが行われていることについて、わかりました。

私のほうでちょっと前回御紹介をした自治体との関係で調べてみました。実際にはですね、今書いてあったとおり、後期高齢者の保険料のみならず市県民税と、それから国保の関係等、その部門と連携しながら、その人が出した、その世帯がと言ってもいいかもしれませんが、どの程度の滞納がどの分野にどれだけあるのかということを見ながらやっていて、どうやらですね、このどうやらというのは私が現場に直接行ったわけではありませんけれども、一定期間が過ぎると即差押えと。具体的には3カ月と。もう3カ月経過している人は、ある意味無条件に差押えをしていることが、この桁違いにつながっているのではないかなという心配が見られます。

ぜひですね、その辺は、それは権限はそうかもしれませんが、ちゃんとこういう形で指導会議というか、研修会をやっているんですから、そこはやはり実際がどうなっているかということは、調べるぐらいのことは当広域連合として、しかもこれだけアンバランスが生まれることについては当然調べて当たり前というふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

ちょっとついでに時間との関係で申し上げます。健康局国民保険課説明資料というのがありまして、全国の高齢者医療国民健康保険主管部及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議というのが去年開かれておりまして、そこに実は滞納処分に関しての部分で、ちょっと注目する記述がありました。

こういう場合には滞納処分をしてはならず停止しなさいという文章のくだりの部分だけちょっと御紹介します。「その生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは停止する」と。具体的には、滞納者が生活保護を受けなければ生活を維持できない程度の状況になるおそれがある場合は滞納処分を中止せよというふうに、この国のほうの指導文書の中に書かれているんです。

そういう実態との関係で調査をされたかと。そこをお聞きしたいんですが、もししてないとすれば、そういう実態がないのかどうかぐらいの調査は当然、当広域連合でやっているとありますが、いかがでしょうか。

**議長（下平豊久君）** 金田業務課長。

**業務課長（金田光弘君）** 池田議員からの質問にお答えいたします。アンバランスが生じていると、そういったことについて調べていないのかという御質問でございますけれども、現在のところですね、先ほど申しましたとおり、平成30年度の調査が最終の状況でございます。その後につきましては、これから来年度に調査をするので、その辺のアンバランスが生まれている、その辺にこちらのほうとしても注意を払いながらですね、しっかりと市町村に対して助言なり支援なりをしてまいりたいと思っております。

当然ですね、私どもとしましては、一定期間が過ぎると差押えという、さっき話がありましたけれども、私どものほうからそのような具体的に指示をしているわけではございませんで、滞納者の生活実態を見極めた上で、個々の実情を踏まえた上で滞納整理を行うように、ということで、そういったことで市町村のほうには話をしているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

また、滞納処分の執行停止につきましても、当然、担税力がない被保険者に対しましては、徴収することが困難であると判断した場合には滞納処分の執行停止をして、欠損のほうに回していくと、そういった処理は必要な、それも重要な滞納整理の一つだと思っておりますので、その辺についても市町村にはしっかりと説明して理解してもらえるように努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

**議長（下平豊久君）** 池田議員。

**7番（池田国昭君）** それでは時間もないので、二つだけお願いというか、質問というか。ぜひアンバランスの実態は、なぜ起きているのかということの実態調査はしていただきたいと思うんです。

それからもう1点。先ほど御紹介をしました当広域連合が主催する研修会、説明会の文書を紹介しましたが、改めて紹介するまでもないんですけども、この文書だけで見ればですね、これは見極めて早くやれと言われているというのにほぼ同義語かなと私は思います。

ぜひですね、国のほうが言っている内容も含めて、要は払えない、滞納ではなくて払いたくても払えない、それを払えば今度は受診抑制に、お金がなくてつながってしまうという状況の、暮らしぶりの状況をぜひですね、そこまで深く見て対応していくことを強く求めますが、いかがでしょうか。

**議長（下平豊久君）** 金田業務課長。

**業務課長（金田光弘君）** 池田議員からの御質問にお答えします。市町村間で生じているアンバランスにつきましては、次回以降、調査をする際にですね、こちらのほうとしてもしっかりと把握して、なぜそういったことが起きているかというところの確認はしたいと思っております。

先ほどの話で、早期に見極めをするようにということが書かれているということなんですけれども、早期に見極めということはですね、滞納者の個々の実情を判断したり財産を調査したりとか、そういったことを、当然徴収するに当たっては時効というものがございまして、速やかに滞納整理を進めていかなければならない。だから早期に見極めというのは、早期に差押えと別に書いてあるわけではなくて、早期に滞納者の実情、担税力等を判断していくと。滞納者の生活実態を早期に把握すると。その中で納付の資力がありながら納付しない人がいれば滞納処分になりますし、とても払える力がないと、もう執行停止するのが妥当だという判断をしたならば、それはそれで速やかに滞納処分の執行停止をしていくと。速やかに滞納整理を進めるかどうかの見極めをして進めていくという意味でございますので、御了解いただきたいと思えます。以上でございます。

**議長（下平豊久君）** 池田議員。

**7番（池田国昭君）** 言葉尻というか、ではなくてですね、ぜひそういう趣旨でいうと、改めて読み上げますが、滞納処分という（11）の項目の中に先ほど紹介した5行の文章があります。これはやっぱり受けとめる側としてはですね、やっぱり早期に滞納処分、普通にそういうふうに読める中身ですので、ぜひ先ほど紹介したような生活実態も含めた形の中でやっていくようにということを強く要望して私の質問を終わります。

**議長（下平豊久君）** 以上で池田議員の質問が終わりました。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

◎ 議案第1号、上程、提出者説明、質疑、討論、採決

**議長（下平豊久君）** それでは、議事に入ります。議案第1号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

金田業務課長。

**業務課長（金田光弘君）** 議案第1号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

これは高齢者の医療の確保に関する法律第104条の規定に基づき、令和2年度及び令和3年度の保険料率を定めるなど、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、令和2年度、令和3年度の保険料率について、所得割率を0.0843に引上げ、被保険者均等割額を4万907円と定めるとともに、同法施行令が一部改正され、本年4月1日から施行されることに伴い、保険料の賦課限度額を64万円に引上げます。

また、被保険者均等割額の軽減判定所得につきましては、5割軽減の基準額を28万円から28万5,000円に、2割軽減の基準額を51万円から52万円に引上げて、軽減対象者の拡充を図るものでございます。

保険料の減免申請書等の提出の例外的な取扱につきましては、大規模災害で被災した場合など、広域連合長がやむを得ない事情があると認める場合については、条例本文で定める提出期日経過後においても保険料減免に係る申請書等を提出することができることを定めるものでございます。その他、条文の整備を行うものです。

以上、条例の議案の説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**議長（下平豊久君）** 以上で説明が終わりました。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑はございますか。

池田議員。

**7番（池田国昭君）** この条例は、均等割はせよと、所得割は引上げろと。上限もあります。この最後のほうにですね、5割・2割軽減の対象の方の枠が広がるということだと思んですが、実際に被保険者の数でいって現行と比べてどのくらいの方々が、この5割・2割軽減で対象者としてふえるのか。被保険者の数で教えていただけますか。

**議長（下平豊久君）** 金田業務課長。

**業務課長（金田光弘君）** 池田議員からの質問にお答えいたします。まず5割軽減拡充によって恩恵を受けるといいますか、該当になる方、拡充によって対象となる方がですね、885名でございます。2割軽減の拡充によってその恩恵を受ける方が522名。合わせて1,407名の方がこれによって均等割の軽減拡充のプラス面といえますか、影響を受けるということになります。以上でございます。

**議長（下平豊久君）** ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下平豊久君）** なければ質疑を終了し、討論を行います。



討論はございますか。

渡辺議員。

**15番（渡辺正男君）** この条例改正案ですが、先ほど御説明あったとおりですね、保険料の減免申請書の提出のお願い等について、これは災害があったところへの対応とすれば、これは賛成であります。

しかしながらですね、保険料の改定、国のほうから高齢者の負担率について11.18%から11.41%に上がるということで、これを後期高齢の皆さんに負担いただかなきゃいけないという立場に立てば本当に厳しい負担増となります。

先ほど一般質問で御紹介したとおり、物価変動について、この8年間で5.8%となっておりますが、年金の改定率は0.6%減ということで、実質削減率は6.4%という高齢者の皆さんの暮らしが厳しくなっているわけであります。

そんな中で、この災害、またうちの町、山ノ内町は観光の町ですけれども、新型コロナウイルスの影響で観光業は大変深刻な打撃を受けている。そんな中であります。そんな中でですね、できたら上げは避けたいところであります。

広域連合の中では様々な負担軽減策、決算剰余金の充当でありますとか、財政安定化基金、これは県のほうの所管ですが、10億円。またその他5億円というようなことで、均等割は上げずに所得割を上げるという中で、これは均等割と所得割の部分ですね、この50：50くらいが普通かなという中で、均等割の比率が下がったということで、その点は評価できる部分、負担増を抑えるために努力されていることはうかがえます。

しかしながら、上げ率の均等割の軽減特例もありましたから、これを引いたとしてもですね、年間2,577円、増減率でいうと4.33%の引上げということで、賛成したいところなんですけど、これ以上の、消費税が上がって、その財源で社会保障をやるといようなことが言われた中で、これは実質高齢者の皆さんに対する負担の押しつけというように私は思います。

この広域連合事務局としての負担増に対する、できる限りの対応、負担軽減のためにしてきたことは評価しつつも、全体としては賛成できないということで反対をさせていただきます。お願いします。

**議長（下平豊久君）** ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下平豊久君）** ないようです。討論を終結して採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔多数挙手〕

**議長（下平豊久君）** 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎ 議案第2号、上程、提出者説明、質疑、討論、採決

**議長（下平豊久君）** 次に、議案第2号 令和2年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

**事務局長（吉岡広幸君）** 議案第2号 令和2年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計



予算について御説明申し上げます。

一般会計予算の1ページをお開きください。第1条、予算総額は歳入歳出それぞれ8億937万1,000円と定め、第2条、一時借入金借入れの最高額は8,000万円と定めるものがございます。

2ページの第1表、歳入歳出予算をお開きいただき、歳入を御覧ください。計上しております額は次のとおりです。なお、詳細につきましては後ほど一般会計予算説明書の該当ページで御説明申し上げます。

1款分担金及び負担金は7億9,406万7,000円、2款国庫支出金は30万2,000円、3款繰越金は1,500万円、4款諸収入は2,000円でございます。

続いて3ページの歳出を御覧ください。1款議会費は81万5,000円、2款総務費は3億513万3,000円、3款民生費は4億9,827万3,000円、4款公債費は15万円、5款予備費は500万円でございます。

続きまして、歳入予算の明細を御説明申し上げます。黄色い中表紙の一般会計予算説明書の8ページ、9ページ歳入を御覧ください。

1款分担金及び負担金は7億9,406万7,000円で、広域連合を構成する77市町村の事務費負担金を計上しております。

2款国庫支出金は30万2,000円で、特別調整交付金でございます。

3款繰越金は1,500万円で、前年度からの繰越金でございます。

4款諸収入は2,000円を計上しております。

引き続き歳出予算の明細を御説明申し上げます。10ページ、11ページをお開きください。

1款1項1目議会費は81万5,000円で、議会運営に係る1節議員報酬、8節費用弁償のほか必要な経費を計上しております。

2款1項1目一般管理費は3億478万4,000円で、備考欄にございますように、1節会計年度任用職員等給料、3節派遣職員時間外勤務手当、12ページ、13ページにまいりまして、13節事務室賃借料、18節派遣職員給与費等負担金が主なものでございます。

2目公平委員会費は4万8,000円で、委員報酬及び費用弁償を計上しております。

2項1目選挙管理委員会費は12万6,000円で、委員報酬、費用弁償等を計上しております。

14ページ、15ページにまいりまして、3項1目監査委員費は17万5,000円で、委員報酬、費用弁償等を計上しております。

3款1項1目老人福祉費は4億9,827万3,000円で、27節特別会計繰出金の事務費分でございます。

4款1項1目利子は15万円で、一時借入金を借入れた場合の支払い利子を計上しております。

5款1項1目予備費は500万円でございます。

続きまして、16ページをお開きください。給与費明細書を御説明申し上げます。特別職は計62人分で、104万6,000円を計上しております。4人の減は、令和2年度は事務局長及び嘱託職員3人をそれぞれ任期付職員及び会計年度任用職員として一般職に移行したことによるものでございます。

17ページにまいりまして、一般職30人を対象に給与費の合計で1,804万8,000円を計上し

ております。

続きまして、20ページから23ページを御覧いただきたいと思います。市町村負担金一覧表でございます。表題でございますように、均等割10%、人口割45%、高齢者人口割45%で、各市町村の負担金額を算出した表でございます。

以上、一般会計予算の議案の説明を申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

**議長（下平豊久君）** 以上で説明を終わります。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下平豊久君）** 特にないようですので質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございますか。

渡辺議員。

**15番（渡辺正男君）** この一般会計につきましては、通常の出金、それから市町村からの出金で成り立っているわけでありまして、事務経費が主な内容で、今回はですね、新たに会計年度任用職員ということで、11月議会で松本市の池田議員が、制度の問題点について反対の立場に立っております。

私も同じ立場でありまして、先ほどの質問の中で人事評価の曖昧さというんですか、これも11月に問題になった部分だというふうに思いますし、このまま例えばこの人事評価で恣意的な運用が行われて、1年ごとに解雇しやすくしてしまう制度ではいけないというふうに思っております。国のほうでもこの会計年度任用職員の制度については私たちは反対の立場で対応をしているわけでありまして。

今回の一般会計でありますけれども、こうした会計年度任用職員の制度が初めて入ってきて、私たちも今後監視していかなければいけないなというふうに思っておりますが、11月の議会で明らかにしたとおり、私たちは反対の立場でありますので、当予算については賛成できないということで反対させていただきます。よろしく申し上げます。

**議長（下平豊久君）** ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下平豊久君）** ないようです。討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔多数起立〕

**議長（下平豊久君）** 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎ 議案第3号、上程、提出者説明、質疑、討論、採決

**議長（下平豊久君）** 次に、議案第3号 令和2年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

**事務局長（吉岡広幸君）** 議案第3号 令和2年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

特別会計予算の1ページを御覧ください。第1条、予算総額は歳入歳出それぞれ2,831億3,999万1,000円と定め、第2条、一時借入金借入れの最高額は100億円と定め、第3条、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合に同一款内で各項の間の経費の金額を流用することができることとするものでございます。

2ページの第1表、歳入歳出予算をお開きいただき、歳入を御覧ください。計上しております額は次のとおりです。なお、詳細につきましては後ほど特別会計予算説明書の該当ページで御説明申し上げます。

1款市町村支出金は499億455万円、2款国庫支出金は922億3,589万2,000円、3款県支出金は235億9,250万4,000円、4款支払基金交付金は1,130億3,297万5,000円、5款特別高額医療費共同事業交付金は7,328万5,000円、6款繰入金は4億9,827万3,000円、7款繰越金は35億円、8款諸収入は3億251万2,000円でございます。

続いて、3ページの歳出を御覧ください。1款総務費は5億8,160万2,000円、2款保険給付費は2,795億3,488万円、3款特別高額医療費共同事業拠出金は8,455万7,000円、4款保健事業費は9億9,565万4,000円、5款公債費は934万3,000円、6款諸支出金は2,166万7,000円、7款予備費は19億1,228万8,000円でございます。

続きまして、歳入予算の明細を御説明申し上げます。黄色い中表紙の特別会計予算説明書8ページ、9ページの歳入を御覧ください。1款市町村支出金は499億455万円で、療養給付費等に充てるための保険料、保険基盤安定分及び療養給付費負担金でございます。

2款国庫支出金は922億3,589万2,000円で、1項国庫負担金は療養給付費及び高額医療費に係る負担金679億6,795万9,000円並びに2項国庫補助金は1目の調整交付金から5目の円滑運営臨時特例交付金までの242億6,793万3,000円でございます。

3款県支出金は235億9,250万4,000円で、1項県負担金は療養給付費及び高額医療費に係る負担金235億9,250万3,000円並びに2項県補助金は県財政安定化基金交付金で、科目存置の1,000円を計上いたしました。

4款支払基金交付金は1,130億3,297万5,000円で、療養給付費に係る現役世代からの支援金でございます。

5款特別高額医療費共同事業交付金は7,328万5,000円で、特に高額な医療について財政調整のため交付されるものでございます。

10ページ、11ページにまいりまして、6款繰入金は4億9,827万3,000円で、一般会計からの繰入金であります事務費に充てる財源として計上しております。

7款繰越金は35億円を計上しております。

8款諸収入は3億251万2,000円で、1項延滞金、加算金及び過料1,000円、2項預金利子200万円並びに3項雑入は第三者納付金など3億51万1,000円を見込んでおります。

引き続き歳出予算の明細を御説明申し上げます。12ページ、13ページをお開きください。1款1項1目一般管理費は5億8,160万2,000円で、後期高齢者医療制度を運営するための事務経費を計上しております。主なものは、備考欄にございますように、1節会計年度任用職員給料、11節通信運搬費、12節被保険者証等作成委託料、電算処理システム運用委託料及び国保連合会業務委託料、13節電算処理システム機器賃借料並びに18節国保連合会負担金でございます。

2款保険給付費は2,795億3,488万円で、1項療養諸費は、1目療養給付費から14ページ、

15ページにまいりまして、4目審査支払手数料までの2,754億4,719万4,000円、2項高額療養諸費は、1目高額療養費及び2目高額介護合算療養費の30億3,768万6,000円を計上しております。

3項1目葬祭費は、10億5,000万円を計上しております。

3款1項1目特別高額医療費共同事業拠出金は8,437万9,000円で、1件400万円を超えるレセプトの200万円を超える部分について、全国の広域連合で拠出して財政調整をするものでございます。

2目特別高額医療費共同事業事務費拠出金は17万8,000円で、事務費に係る拠出金でございます。

4款1項1目健康診査費は6億7,315万5,000円で、市町村が実施する健診事業に対する補助金及び歯科口腔健診に対する委託料等の経費を計上しております。

2目その他健康保持増進費は3億210万1,000円で、16ページ、17ページをお開きいただきまして、備考欄にございますように、12節高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業委託料、18節市町村が実施する人間ドック助成や健康教室、健康相談等の長寿・健康増進事業交付金等を計上しております。

2項1目医療費適正化推進事業費は2,039万8,000円で、重複・頻回受診者等訪問指導業務委託料及びフレイル予防等訪問指導事業委託料等を計上しております。

5款1項1目利子は934万3,000円で、一時借入金を借入れた場合の支払い利子を計上しております。

6款1項1目保険料還付金は2,107万6,000円で、過誤納金を還付する場合の償還金でございます。

2目還付加算金は50万円で、還付に期間を要した場合の加算金を計上しております。

3目償還金は9万1,000円で、一部負担金の負担相違に係る差額返納金等を計上しております。

7款1項1目予備費は19億1,228万8,000円を計上いたしました。

続きまして、18ページをお開きください。給与費等明細書を御説明申し上げます。特別職は、保健事業専門職2人を会計年度任用職員として一般職へ移行したことにより、2人の減員となる一方、19ページの一般職は2人の増員となっております。

続きまして、20ページ、21ページをお開きください。市町村負担金一覧表でございます。療養給付費負担金及び保険料等負担金は、いずれも療養給付費等に充てるためのものでございます。療養給付費負担金は、各市町村の被保険者の療養費のうち、現役並み所得者の給付費を除いた一般被保険者の給付費の12分の1に相当する額でございます。

保険料等負担金は、各市町村の被保険者から徴収する保険料（B）と低所得者等の保険料軽減に係る保険基盤安定分（C）の合計額でございます。77市町村の負担金額は記載のとおりでございます。

以上、特別会計予算の議案の説明を申し上げます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

**議長（下平豊久君）** 以上で説明を終わります。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑はございますか。

渡辺議員。

**15番（渡辺正男君）** 2点ほどお願いいたします。特別会計の8ページ、9ページですけれども、長寿・健康増進事業費補助金、最近の災害臨時特例補助金1,000円の頭出しとなっておりますけれども、これはこういった形でどの程度の金額、こういった性質のものを作業として見込んで計上しているのか、お聞きしたいと思います。

**議長（下平豊久君）** 吉岡事務局長。

**事務局長（吉岡広幸君）** お答えいたします。こちらにございます災害臨時特例補助金と申しますのは、いわゆる東日本大震災に係る補助金でございますけれども、これもまた国のほうで積算した上で計上してまいりますものですから、現時点では科目存置ということで1,000円を計上させていただいております。よろしく申し上げます。

**議長（下平豊久君）** 渡辺議員。

**15番（渡辺正男君）** すみません、ページをちょっとまたがっちゃうんですけれども、特別高額医療費共同事業交付金、それから拠出金ですね、歳入と歳出で見ますと、歳出のほうが多い目に見てあるんですが、こういう予算計上なんですかね、毎年。市町村では同額計上するパターンがあるんですが、これは多目に拠出金のほうを見ておられるのは何か理由があるんですか。

**議長（下平豊久君）** 吉岡事務局長。

**事務局長（吉岡広幸君）** お答えいたします。先ほど特別高額医療費の共同事業の関係につきまして、御説明の中で申し上げましたけれども、全国の広域連合といたしましても、バラバラで行うわけにもいきませんものですから、国保中央会のほうでそれらの事務を行っておりますので、歳入と歳出それぞれ過去3年間の実績等をベースにして、予算計上しておりますものですから、どうしても金額的には歳入と歳出の間で差が出てしまうと。たまたま今回、歳出のほうが多くなっておりますけれども、その年度によっては逆の場合もございますものですから、そこはまた御了承いただきたいと思っております。

**議長（下平豊久君）** ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下平豊久君）** ないようですので、質疑を終結し討論を行います。

討論はございますか。

渡辺議員。

**15番（渡辺正男君）** この特別会計予算であります。先ほどの条例改正のところでも反対討論させていただきました。新しい保険料を前提とされてつくられている予算であることから、賛成はできかねます。

それから、先ほどの一般会計のほうでも申し上げましたが、会計年度任用職員という形が新たに入ってきておりますので、その辺についても私たち反対の立場でありますので、市町村と一体で始める保健事業とか、それぞれの新しい事業の予算を計上されて、被保険者の皆さんが健康で過ごせるように市町村と一緒にやってくれるわけ、その姿勢は高く評価しつつも、先ほど申し上げた理由から賛成するわけにはいきませんので反対させていただきます。以上です。

**議長（下平豊久君）** ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



**議長（下平豊久君）** ないようです。討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[多 数 起 立]

**議長（下平豊久君）** 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議案第4号、上程、提出者説明、質疑、討論、採決

**議長（下平豊久君）** 次に、議案第4号 長野県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の改定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

**事務局長（吉岡広幸君）** 議案第4号 長野県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の改定について御説明いたします。

これは地方自治法第291条の7の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

改定内容といたしましては、現行の第三次広域計画について、令和元年5月に医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が令和2年度から本格実施となることを踏まえ、広域連合と市町村の連携に関する事項を追記するほか、所要の改正を行うものでございます。

なお、本計画につきましては、広域連合事務局で原案を作成の上、市町村にお示しした上で意見を反映させております。また、パブリックコメントを実施しておりますが、御意見等はございませんでした。

以上、第三次広域計画の改定について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

**議長（下平豊久君）** 以上で説明を終わります。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑はございますか。

池田議員。

**7番（池田国昭君）** ちょっと教えていただきたいんですが、改定案の3ページのところで、こういうくだりがあります。上から7行目ですね、被保険者一人当たり医療費の対前年度比の伸びが全国平均よりも高く推移していますということなんですが、そのことの説明になる下の表を見ると、平成29年度は0.9%で全国が1.1%、平成30年度は全国が空欄になっているんですが、上のさっき紹介したくだりと、この表との関係をどう見たらいいのか御説明をお願いいたします。

**議長（下平豊久君）** 吉岡事務局長。

**事務局長（吉岡広幸君）** お答えします。議員御指摘の7行目の被保険者一人当たり医療費の対前年度比の伸びということですが、これがですね、先ほど見ていただきましたように、この3ページの後段の一人当たり医療費の対前年度比の伸びのところと相当するものでございます。

どうしても国のほうの集計に手間がかかるものですから、まだ平成30年度については空

欄となっておりますけれども、私ども保険料算定の際に参考といたしますのが過去5年間の実績ということになりますものですから、その中で見ていく中では、たまたま平成29年度の場合には、長野県の場合には若干低目には推移しておりますけれども、傾向から見ますと、やはり伸びているということになっております。よろしくお願いたします。

**議長（下平豊久君）** ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下平豊久君）** 質疑を終結し、討論を行います。

討論はございますか。

池田議員。

**7番（池田国昭君）** 討論というか、意見を申し上げたいと思います。この計画は第三次広域計画というものを定めて、これに即して進めていくということなんですが、さっき私が質問したことの関連で、ページ数でいくと7ページのところにですね、真ん中の欄に（2）健全な財政運営というところで、5行目です。被保険者の実態に即した納付相談の実施等によりというふうに、ここには入っています。

ここにはこう入っていますが、ちょっと先ほどの中身と関係があるので、ぜひこの方向で進めてもらいたいということと同時にですね、全体として、こういう形で進めていくことについて異議を申し上げる中身ではないので、心配なことが全くないわけではございませんが、この議案第4号については反対しないという表現でよろしくお願いたします。

**議長（下平豊久君）** ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下平豊久君）** ほかにないようです。以上で討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔多数挙手〕

**議長（下平豊久君）** 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**議長（下平豊久君）** 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで定例会の閉会に当たり、加藤広域連合長から挨拶があります。

加藤広域連合長。

**広域連合長（加藤久雄君）** 2月定例会の閉会に当たりまして、御礼の御挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました案件につきまして、原案どおり御決定をいただき、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

本日、御決定いただきました新保険料率につきましては、被保険者の皆様の御理解を得られるよう十分に周知を図り、円滑な事業運営に努めてまいります。また、新たな取組となります保健事業と介護予防の一体的実施につきましては、実施市町村が、それぞれの健康課題を踏まえた効果的な保健事業が推進できますよう、十分に連携してまいります。

終わりに、暦の上では立春を迎えまして、余寒厳しい中でも春の訪れがそこかしこに感じる頃となったわけであります。各市町村におかれましては、予算議会が控えておりますので、議員の皆様には、健康に十分御留意をいただきまして、ますますの御活躍をお祈り

申し上げまして、私の挨拶といたします。ありがとうございました。

**議長（下平豊久君）** 以上をもちまして、令和2年2月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

午後 3時53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 下平 豊久

署名議員 藤卷 進

署名議員 榎本 力